

会 議 記 録

会 議 名	第2回 宇都宮市クリーンパーク茂原の火災に関する事故対策委員会	
開 催 日 時	令和4年7月5日（火）	
出 席 者	宇都宮市	副市長 酒井典久（委員長）、行政経営部長 大竹信久、 総合政策部長 青木克之、理財部長 青木容子、 環境部長 船山伸一（副委員長）
	学識委員	青木隆夫委員、酒井保藏委員、錦慎之助委員、 藤原由房委員、藤原周史委員
公開・非公開	非公開	
会 議 概 要	<p>1 開会</p> <p>2 議事 ○ 火災事故に関する検証について</p> <p>3 その他</p> <p>4 閉会</p>	

発言要旨（発言者は、発言順に委員A、委員B（以下同様）と表記）

委員長	議事について、事務局から説明をお願いします。
事務局	－資料を説明－
委員長	資料の別紙1「検証1：運営体制」について、御意見等をいただきたい。
委員A	ごみの搬入時間のみ録画している状況で、火災発生時の映像がなかったということは、現時点において、（火災発生時に）煙がどの程度出ていたかという判断をするような証拠等がなかったということか。これについては、消防局としては、今回の資料を前提として、煙が当時どの程度出ていたのか判断するのは難しいという考えでよろしいか。

事務局 (火災発生時の) 煙の量については、映像等がないため、(判断するのは) 難しいと考えている。

(しかしながら、火災発生推定時刻から約2時間後に) 消防隊が到着した時点では、1階のプラットフォーム搬入口から、奥の方にオレンジ色の燃えているものが見える程度で、かなり煙が濃く、中が見づらい状況にあった。

委員B 放水銃に通じる通路で、火災報知器が鳴ったとのことだが、(その時点で、ごみピット内の) 放水銃がある高さでは、相当煙が溜まっていたと考えられ、既に目視できる状況ではなかったと予測できる。

関係人 委員の発言のとおり、ごみピット内に一定量の煙が充満しないと、横の通路に流れることはないと考えてるので、当時、相当量の煙が出ていたと推定される。

委員B (今の話を踏まえると、) 放水銃より上に監視室(クレーン室)があるため、(当時は、) 監視室(クレーン室)からは何も見えなかったという理解で良いと思う。

関係人 はい。(同様に考える。)

委員C 運営のところで、通常時6人、夜間3人という体制は、特異的なものではなく、ごく一般的、若しくは若干多めの配置人数であると言っても過言ではない。

今回の件にはあまり関係がないと思うが、日中の勤務における運転委託の中で、運転を行う受託者と、全体管理を行う市の関係性について、整理をした方が良いと考える。

委員B 今回の事故では、ケガ人などが発生しかつたので良かったが、人員の安全対策についても考えた方が良いのではないか。

委員D (ごみピットを監視する中央制御室の) モニターは、搬入時の滑落事故の防止が一番の目的だと説明を受けた。(モニターの映像が煙で真っ白になったとしても、(そのために) 火災覚知システムがあるので、(作業員が) 見落としたから過失を問うというのは難しいと思う。

(火災が拡大するまで覚知できなかった) 火災報知器(の性能)が一番の問題だと考える。

委員C

根本的なところで、(今回の事故時は)全炉休止中であつたというところが最大のポイントであるとする。

稼働中であれば、クレーンで(燃えているものを)つかんで、燃えている炉に投入して(焼却して)しまえば(火災を回避でき)問題にならなかつたと思う。

今回は、休止して間もない時期であり、(クリーンパーク茂原でも)全炉休止の期間は1年間のうち2週間程度だと思つるので、ある意味イレギュラーな時だつたということ踏まえて、検証を進めた方がよいと思う。

委員長

別紙1については、以上とする。

次に、別紙2「検証2：火災覚知システム」について、御意見等をいただきたい。

委員D

私は(火災覚知システムに)一番の原因があると思つている。炎を覚知しないと警報が出ないシステムが、何千トンも燃えるごみが置いてある場所に、そのような設定でよいのか。

工場において、様々な熱源があるところで火災を覚知したい、というのであれば(炎を覚知するシステムで)良いかもしれないが。

例えば、常温のところ、温度が10度高いところを検知したらイエローランプをつけて、20度高いところを検知したら赤ランプがつくといったシステムの方が安全ではないか。

過去に(ごみピットで)発煙が発生した際には、作業員が感知して、初期消火がされているが、警報が鳴っていない。もし警報が鳴るまで待っていたら、消防が消せないような火事になっていた可能性があると考えられるので、この火災覚知システムを更新しないことには、人数を増やしても安全性は向上しないと考える。

委員B

今の話に関連して、現在のシステムの火災覚知感度は、結構大きな火事で覚知できるかどうかというレベルであつて、覚知できたときには相当燃えている状態だと思つる。

ただ、平成13年に設置されたことを考えると(そのシステムでも)いたしかたないと思つる。

現在は、炎が出ていなくても、周りと比較して温度が高いと、その時点で覚知するシステムが一般的にあり、放水銃と連動するようなものもあるので、更新すれば今より遥かに安全性は上がると思つる。

(上記システムに)プラスアルファとして付け足すとすると、一酸化炭素の検知器があれば、検知精度は更に上がり、安全性も上がると思つる。

- 委員E 放水銃についてだが、一方向のみではなく、反対側からも放水ができるように施設を設置すれば、効果的な消火活動が行えるのではないかと考える。
- 委員A 私も皆様と同じ意見で、人の目による監視は限界があると思うので、ここが一番重要だと考えている。やはり、技術水準がどうしても古くなってしまっているというところがあると思うので、今後も定期的に見直しを行っていくということも検討しても良いのではないかと。
- 委員長 録画の媒体がVHSだったというところで、非常に古い施設だったというのはお分かりいただけと思うが、何も起きなければ廃炉まで使い続けるのが通常ではあるが、技術革新に併せて、新しいものを導入していくというのは、必要になってくると思う。
- 別紙2については以上とする。
- 別紙3「検証3：消火設備の運用」「検証4：消防設備の維持管理」について、先程、藤原委員からも（関連する）御意見をいただいているが、他に御意見等はあるか。
- 委員D 先ほど言ったような最新設備が導入されたとして、消防に自動で通報するのは迷惑ではないか。（火災覚知システムの）性能が上がると誤報などが増えてしまうことが懸念される。
- 関係人 通報の頻度にもよるが、消防としては、基本的に、危険の予兆があれば出動するのが仕事なので、問題はない。
- 委員B （現地を確認した際、）ごみピット内が暗いと感じたので、照明をつけるなど、明るさを確保した方が良く考える。
- 委員C 明るすぎると、クレーン操作時に作業がしづらいという面もあるため、（ごみピット内の明るさについては、）プラントメーカーなどが適正な明るさを設定していると思う。
- 委員B クレーンは自動ではないのか。
- 委員C 自動運転もできるが、ごみの搬入量やごみピットにおけるごみの残量などに応じて、手動で操作を行うこともある。
- 委員B 照明も手動で操作できるようにすれば良いと思う。

- 委員長 別紙3は以上とする。
続いて、別紙4「検証5：119番通報までの初動対応」について、御意見等いただきたい。
- 委員B (マニュアルでは、作業員が) 退避する基準がないと思うので、その点も考えた方が良くと思う。
- 委員長 別紙4については以上とする。
別紙5「検証6：出火原因」について、御意見とういただきたい。
- 委員C (再発防止の方向性のところで、) 分別の効果的な周知方法などの検討とあるが、(火災の防止に関しては、) まずリチウムイオン電池などを混入させないというのが一番重要だと思う。広報誌やテレビ、ラジオなど、様々な媒体を利用するなど、広報の仕方も充実させていった方が良く考える。
- 委員E 自治会としても、担当課の職員に説明をいただきながら(適正にごみを分別した上で排出できるよう)実施しているところであり、自治会加入者には(更に)徹底していきたくと考えており、(危険ごみの分別について)重点的に取り上げ、(危険ごみ)の混入がないように努めていきたい。
- 委員B 市からの回覧で、「バッテリーは危険ごみではない」と記載があった。確かに、分別をする上では「危険ごみ」ではないが、危険ではないと勘違いする市民もいるかもしれないので、広報のしかたは工夫した方が良くかもしれない。
- 委員A 出火原因の検討については、今回の委員会の中では間に合わないということだと思うが、原因が特定されて(それに対応した)対策を実施することが重要だと思うので、今回、原因が特定されなくても推定はできると思うので、それも盛り込んだ上で対策を検討した方がよい。
- 委員長 先ほど委員からありましたとおり、市民への周知ということを十分に行わなければならないと感じている。

別紙5については以上とする。
別紙6-1, 6-2「検証7：各種法令に基づく解釈」については、本市の顧問弁護士の見解も踏まえた上で、次回の委員会で検証いただく内容となるが、現時点での事務局案について御意見等をいただきたい。

委員A 注意義務のところ、今回の火災や火災による損害とどの程度つながりが出てくるかという因果関係のところも検討しても良いと思う。因果関係を認めるような証拠があるかどうか、また、この証拠がない限界などについても検討しても良いと思う。

委員C 冒頭でも言ったとおり、運転委託という形態の中で、どこまで（受託者に）責任を負わせるのかということが難しいところだと思う。

委員B 受任者というのは、運転を請け負った会社、又は、プラントを作ったメーカーのどちらか。

事務局 運転委託をしている会社である。

委員長 議事については、以上であるが、そのほかに何か御意見等はあるか。

委員D 少し気になっているのが、（ごみピットでの）発煙の回数が（令和2年度から）急に増えている。それが、（先ほど話があった「バッテリーは危険ごみではない」という内容の）市で回覧したタイミングと合っているなど、因果関係があるかもしれない。

私もリチウムイオン電池を持っているが、捨て先に困っているので、ホームセンターなどと連携して捨て先の拡大をしても良いのではないかな。

事務局 充電式の電池については、法でリサイクルの処理をすることになっており、市内の14か所の家電量販店等に協力をいただき、そちらに持ち込んでいただくよう案内をしている。

委員長 そこは市民にお知らせしていないのか。

事務局 場所までは、明記していない。案内が不足していると思うので、今後検討していきたい。

委員D コンビニくらいの数があるとよい。

委員E 今の件については、早急に市から回覧等実施してもらいたい。自市民側としても徹底していきたい。

委員長

この件については、検証云々ではなく、どこで回収しているのかを早くお知らせするのが第一である。その後、回収場所の増加のため、協力を求めていく必要がある。